

大阪府条例第二十八号

大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十条（略）</p> <p>一一九（略）</p> <p>十 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第十号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）</p> <p>一一十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（現況調査）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>一一七（略）</p> <p>十八 法第二条第六号に規定する旅客施設</p> <p>一九一二三（略）</p>	<p>第四十条（略）</p> <p>一一九（略）</p> <p>十 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第九号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）</p> <p>一一十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（現況調査）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>一一七（略）</p> <p>十八 法第二条第五号に規定する旅客施設</p> <p>一九一二三（略）</p>

第二条 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第二十四条第四項及び第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。</p> <p>2 条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第二十三条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する令第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条及び第二十一条に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第二項及び第五項を除く。）、第二十二條、第二十三條、第二十四条第二項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。</p>	<p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第二十九条までに定めるところによる。</p>

(移動等円滑化経路)
第二十四条 (略)

2 建築物(条例対象小規模特別特定建築物を除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 (略)
4 (略)

条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十五条第一項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令第十八条(第二項第五号を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

(増築等に関する適用範囲)
第二十八条 (略)

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十五条第二項の規定にかかわらず、令第十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条(第二項第五号を除く。)及び第十九条から前条まで」と読み替えるものとする。

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読み替え)

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条第十八条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表 (第十二条関係)

項	区分	規模
一	学校	全て
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは		

(移動等円滑化経路)
第二十四条 (略)

2 建築物(別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあつては、床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 (略)

(増築等に関する適用範囲)
第二十八条 (略)

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十五条第二項の規定にかかわらず、令第十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条(第二項第五号を除く。)及び第十九条から前条まで」と読み替えるものとする。

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読み替え)

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条第十八条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに前条第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表 (第十二条関係)

項	区分	規模
一	学校	全て(令第十八条第一項各号に掲げる経路(階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。)) についての同項の規定の適用については、床面積の合計五〇〇平方
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは		

	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	公衆便所		
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 二〇〇平方メートル	
	飲食店		
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）		
(略)	(略)	(略)	
備考	(略)		

	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		方メートル)
	公衆便所		
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 二〇〇平方メートル（令第十八條第二項各号に掲げる各号に掲げる	
	飲食店		の間の上下
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		の移動に係る部分に限る。）
	自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）		についての同項の規定の適用については、五〇〇平方メートル)
(略)	(略)	(略)	
備考	(略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に工事中の改正前の大阪府福祉のまちづくり条例別表一の項及び二の項の中欄に掲げる特別特定建築物の建築（建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。）又は修繕若しくは模様替については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。